

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について

1. 背景

第211回国会において成立した「海上運送法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第24号。以下「改正法」という。)については、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされているところ、その施行に伴い、海上運送法施行令(昭和30年政令第276号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号。以下「船舶職員法施行令」という。)その他関係政令の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要がある。

2. 概要

I. 関係政令の整備

(1) 海上運送法施行令の一部改正関係(第4条関係)

改正法による改正後の海上運送法(昭和24年法律第187号)において、安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が導入されたところ、新たに規定された国土交通大臣の職権のうち、資格者証の交付等について、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に委任することとする(同法第45条の4第1項関係)。

(2) 船舶職員法施行令の一部改正関係

① 登録特定操縦免許講習機関の登録の有効期限(新設)

改正法による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号。以下「新船舶職員法」という。)において、新たに特定操縦免許の取得に必要な講習として特定操縦免許講習が規定され、同講習を実施する機関の登録制度が導入されるところ、当該登録の有効期間を3年とすることとする(同法第23条の27第1項関係)。

② 登録特定操縦免許講習機関等に関する技術的読替え(新設)

新船舶職員法において、登録特定操縦免許講習機関、特定操縦免許講習及び特定操縦免許講習事務について、同法第17条の4から第17条の15までの規定を準用することとされていることから、必要な技術的読替えについて定めることとする(同法第23条の28関係)。

③ 小型船舶操縦者に係る乗船基準(第10条関係)

新船舶職員法において、特定操縦免許に履歴限定制度が導入されることに伴い、船舶所有者は、履歴限定をした特定操縦免許を受けた者について、乗船させようとする小型船舶が事業用小型船舶である場合、その事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するときでなければ小型船舶操縦者として乗船させてはならないこととする(同法第23条の35第1項関係)。

(3) 関係政令の一部改正関係

以下の政令について、改正法による条ずれに伴い、所要の改正を行う。

- ・石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号)第7条第1項第12号
- ・船員職業安定法施行令(平成16年政令第369号)第4条第1項

II. 経過措置

改正法附則第3条第5項において、同条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができることとされた者は、安全人材確保計画等を国土交通大臣に提出し、その認可を受けることができることとされているところ、当該認可に係る国土交通大臣の権限を小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が行うこととする。

3. 今後のスケジュール(予定)

公	布 : 令和5年11月下旬
施	行 : 改正法の公布の日(令和5年5月12日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日